

鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する電話リレーサービスで使用するタブレット型端末又はスマートフォンの購入費を助成することにより、きこえない・きこえにくい人や発話困難者等の情報アクセス向上及び電話リレーサービスの加入を促進することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、電話リレーサービスの登録対象者であり、かつ地域登録を希望する県内に居住する者のうち、次条に定める補助対象機器購入後に電話リレーサービスを利用すると認められる者とする。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象機器は電話リレーサービスで使用可能なタブレット型端末又はスマートフォン（以下「機器」という。）とし、前条の補助対象者1人につき、いずれか1つとする。

ただし、県内市町村が実施する地域生活支援事業（日常生活用具の給付）で交付対象となる場合又は交付を受けている場合は、当該機器に係る申請を行うことはできない。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条に掲げる機器を購入する第3条に掲げる者（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、機器購入に係る経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額以下（ただし、10円未満切り捨て）とし、30,000円を上限とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、機器購入にあたっては、県内に住所を有する事業所での購入に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、補助対象者が機器を購入する前までに行わなければならない。

ない。なお、次条の交付決定前に補助対象機器を購入した場合は、原則、補助対象とならない。

- 2 規則第5条の申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、購入する機器の機種及び金額が分かるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要する変更)

- 第8条 補助対象者は、前条で交付決定を受けた内容に変更がある場合は、承認申請書(様式第3号)を県に提出し、承認を受けなければならない。ただし、購入金額が減額となるときは、承認を受ける必要はない。
- 2 交付決定した後に、機器の購入を中止した場合も、承認申請書(様式第3号)を県に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第6条第1項の規定は、前2項の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、同項第1号又は第2号の場合にあっては、機器購入の日又は機器購入を中止した日から20日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第17条第1項の報告書(様式第4号)に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は機器購入に係る領収書、口座振込依頼書(様式第5号)及び電話リレーサービス利用登録兼地域登録申請書とする。
 - 3 県は、前項で受理した電話リレーサービス利用登録兼地域登録申請書を毎月20日に日本財団電話リレーサービスへ送付するものとする。

(補助金額の確定の時期等)

第10条 本補助金の確定は、原則として、補助対象者から前条第1項に基づく実績報告を

受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の額の確定通知は様式第6号によるものとし、県は、前項の額の確定後、速やかに本補助金を補助対象者へ支払うものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月13日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

対象者	氏 名		男・女	生年月日	
	住 所				
	障がい者手帳番号 (お持ちの場合のみ)	都道府県・市 第	号	昭和・平成・令和 年 月 日 交付	
障がい名			障がい等級	級	
購入する機器の種類	記入例：タブレット端末（iPad 第10世代）				
購入する機器の金額			補助申請額		
電話リレーサービスを必要とする理由					
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する機器の内容及び金額がわかる見積書等を添付すること。 ・電話リレーサービス利用対象者であることの確認書類（①～③のうちいずれか1つ） <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳（聴覚障害者、音声・言語機能障害）のコピー ②「補聴器」の記載がある運転免許証の両面コピー ③聴覚や音声・言語機能に障害があることを証明する書類（診断書など）＋以下の書類から1つ <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（国際運転免許は除く） ・パスポート（2020年2月4日以降のものは住所確認書類が必要） ・マイナンバーカード（表面のみ） ・住民基本台帳カード ・各種健康保険被保険者証（記号・番号・保険者番号・QRコードが見えないように隠すこと）、 ・国民年金手帳、身体障害者手帳（上記①・②を除く）、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カードのうち1つ 				

以下、個人情報の取り扱いについて、確認欄にチェックをお願いします。

確認欄	内 容
	今回の申請にあたり、県内市町村の地域生活支援事業（日常生活用具の給付）の支給状況を確認するため、県が市町村に対し、当該支給状況の照会を行い、市町村から情報提供を受けることに同意します。

番 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付要綱交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付要綱（令和5年 月 日付第 号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

年度鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

補助金等の名称	年度鳥取県電話リレーサービス加入促進事補助金		
交付決定額	金 円		
変更（中止）内容	変更前	機器の金額	
		購入する機器の内容	
	変更後	ICT 機器の金額	
		購入する機器の内容	
変更（中止）の理由			
添付書類	変更後の機器の内容及び金額がわかる見積書等		

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金について、鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助事業等の名称	鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金	
交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	・購入した機器の領収書 ・電話リレーサービス利用登録兼地域登録申請書 ・口座振込依頼書 (納品書がある場合は納品書の写しも添付すること。)	

口座振込依頼書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金については、下記に振り込んでください。

記

銀行名	銀行 支店
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第6号（第10条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

職 氏 名 印

鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付第 号で交付決定した鳥取県電話リレーサービス加入促進事業補助金について、令和 年 月 日付けで提出された実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第18条第1項の規定により通知します。

担当：福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課 藤谷

電話：0857-26-7201 ファクシミリ：0857-26-8136

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 確定額 | 金 | 円 |